



リピートプラン(耐震リフォーム)

令和5年6月28日現在

1. 商品名	・リピートプラン(耐震リフォーム)
2. 取扱期間	・平成29年1月4日から平成31年6月30日の申込受付分まで
3. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の条件を全て満たしている個人(給与所得者・個人事業主)で、一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 年齢 <ul style="list-style-type: none"> ・ お申込み時で満20歳以上の方。 (2) 職業・年収 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定継続した収入があること <ul style="list-style-type: none"> ① 契約社員や嘱託社員は、安定継続した収入があると認められる場合に限り対象とします。なお、安定継続した収入の判断が難しい場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年収150万円以上ある。 ・ 年収90万円以上で家族と同居している。 以上を目安としてください。 ② パート・アルバイトによる収入は、安定継続した収入とはみなしません。 ③ 年金受給者の方は、年金担保借入をしている場合はご利用できません。 (3) 勤続(営業)年数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社員、公務員の方は制限ございません。 ・ 自営業の方は、同一業種・同一収入源による確定申告の実績が必要です。 (4) その他ご利用基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込日時点または貸付実行時点において、下記の条件を満たしている方。 <ul style="list-style-type: none"> ① 基金保証付の個人ローン、住宅ローンをご利用中で、ご融資日から6ヶ月以上経過し、約定通りのご返済を頂いている方。 ② 基金保証付のカードローンをご利用頂いている方。
4. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人が居住し、ご本人もしくはご家族が所有されている自宅、またはご家族が居住し、ご本人が所有されている自宅にかかる下記の資金。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 耐震工事資金および諸費用(基礎の補強工事、外壁・内壁の補強工事等) (2) 耐震リフォームローンの借換資金および繰上完済手数料 上記(1)・(2)と組み合わせた場合に限り、下記(3)～(7)のお申し込みが可能です。 <ul style="list-style-type: none"> (3) リフォーム(増改築・修繕)資金および諸費用 (4) リフォームローンの借換資金および繰上完済手数料 (5) リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金 (6) リフォームを行う物件の取得のために借り入れた住宅ローンの借換資金および繰上完済手数料 (7) (6)を借り換えたものの借換資金および繰上完済手数料 ※ 上記(6)・(7)のお申し込みは、借換え直前3ヶ月の約定返済で3営業日以上の履行遅滞が一度もない場合に限りです。 <p>【保証の対象とならないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業性のもの ② 支払先が申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業 支払先が申込人の配偶者、親、子 <p>【対象となる建物の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お申込人またはそのご家族の持家で、抵当権・差押等の登記がないもの。 ・ 当庫貸付(事業資金・住宅ローン等)にかかる抵当権および根抵当権や、他行住宅ローンの抵当権は除きます。

5. ご融資金額	・ 1万円以上1,000万円以下(1万円単位)																											
6. ご融資期間	・ 3ヵ月以上15年以内 なお、貸付日から15年目の応当日の属する月の末日までを限度とします。																											
7. ご融資利率	・ 年3.1%(固定金利、保証料込)																											
8. 保証料	・ ご融資利率に含まれておりますので、別途お支払いは不要です。																											
9. 担保・保証人	・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を利用しますので、担保・保証人は原則として不要です。																											
10. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等または元利均等割賦返済 ※ 貸付金額の50%以内につき6ヶ月毎の増額(ボーナス)返済併用も可 ・ 元金返済の据置期間は6ヶ月以内です。 																											
11. 手数料	・ 不要です。																											
12. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認書類として、次の書類をご用意していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 本人確認書類(写) (2) 「3. ご利用いただける方」の(4)を確認する資料(入力確認票等) (3) 年収確認書類(写) ※ 「3. ご利用いただける方」の(4)①に該当、またはご融資金額が100万円以下の場合は不要です。 <ul style="list-style-type: none"> (4) 耐震工事であることの確認書(見積書、注文書、請求書、工事請負契約書等) (5) 対象となる建物の不動産登記簿謄本 (6) 返済予定表、返済用預金口座通帳(住宅ローンの借換え資金を含む場合) (7) 領収書、通帳等(支払済資金の場合) 																											
13. その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資金については原則お支払先への振込となります。 ・ ただし下記の場合はその限りではありません。 ご融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額まで。 ※ 支払済資金は除きます。 <p>・ 当金庫の営業地区</p> <table border="1"> <tr> <td>大阪市</td> <td>交野市</td> <td>藤井寺市</td> </tr> <tr> <td>門真市</td> <td>富田林市</td> <td>枚方市</td> </tr> <tr> <td>東大阪市</td> <td>大阪狭山市</td> <td>柏原市</td> </tr> <tr> <td>大東市</td> <td>守口市</td> <td>摂津市</td> </tr> <tr> <td>豊中市</td> <td>寝屋川市</td> <td>箕面市</td> </tr> <tr> <td>吹田市</td> <td>松原市</td> <td>高槻市</td> </tr> <tr> <td>羽曳野市</td> <td>四條畷市</td> <td>茨木市</td> </tr> <tr> <td>堺市</td> <td>八尾市</td> <td>池田市</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td>尼崎市</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ◆ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。 結果によってはご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。 ・ 借地上や保留地上の建物、店舗併用住宅・賃貸併用住宅(居宅部分にかかるもの)もお取り扱い可能です。 ・ 借地上の建物については、賃貸借契約の残存期間にかかわらず、「6. ご融資期間」の適用は可能です。 	大阪市	交野市	藤井寺市	門真市	富田林市	枚方市	東大阪市	大阪狭山市	柏原市	大東市	守口市	摂津市	豊中市	寝屋川市	箕面市	吹田市	松原市	高槻市	羽曳野市	四條畷市	茨木市	堺市	八尾市	池田市	伊丹市	尼崎市	
大阪市	交野市	藤井寺市																										
門真市	富田林市	枚方市																										
東大阪市	大阪狭山市	柏原市																										
大東市	守口市	摂津市																										
豊中市	寝屋川市	箕面市																										
吹田市	松原市	高槻市																										
羽曳野市	四條畷市	茨木市																										
堺市	八尾市	池田市																										
伊丹市	尼崎市																											